

観光によるにぎわい創出事業補助金の主な変更点について

資料 3

項目	現行（令和7年度）	変更後（令和8年度～）	変更理由
補助金交付回数	令和5・6年度に補助対象となった事業と同様の事業は 本補助金の対象外	同一の申請者に対する 補助金の交付は令和4年度の交付からカウントし計3回まで	複数年継続して事業を実施する事業者への支援拡充
補助金の額	(1) 補助対象経費の3分の2以内 (2) 30万円を限度 ※ 補助金の交付決定額は、一つの補助事業につき、 交付申請額の満額から2分の1	(1) 本補助金の交付決定が初回の事業者等の場合 補助対象経費の3分の2以内 (2) 本補助金の交付決定が2、3回目の事業者等の場合 補助対象経費の5分の1以内 (3) 30万円を限度	新規事業者の参入を促進するため、初回は補助率を高くした。また、2回目以降の補助率を下げることで、地域のにぎわいを継続しつつ少額の投資でさらなるにぎわいの創出と既実施事業者への自立につなげていく。
審査回数	・ 7～2月事業実施分 募集 3～4月 審査 6月	・ 4～6月事業実施分 募集 2月 審査 3月 ・ 7～2月事業実施分 募集 3～4月 審査 6月	年度当初（4～6月）に事業を実施することができるよう、募集、審査時期の見直し
実績、見込み	令和7年度予算 60万円（各15万円） ・ LIFE with CYCLING Fes 実行委員会 ・ ツーリストアイチ ・ 氷屋川久 ・ 新東通信	令和8年度予算 140万円 （想定） 4～6月 30万円 × 2件 = 60 7～2月 10～30万円 × 4件 = 80 <hr/> 140	